

ふれあい ひろば

皆さんの身近な話題を
お待ちしております。



芦ノ湖一周を目指して出発

5月10日、「箱根路森林浴ウォーク2003」は1000人を超す参加者を迎え実施されました。1日中晴天に恵まれ、ゴールをめざす人たちは、歩行談議に花を咲かせていました。



安全は 心と時間の ゆとりから

5月12日、仙石原で春の全国交通安全キャンペーン「箱根山交通関所」が行われました。
みんなで交通事故をなくしましょう。



地震災害時などの協定を締結

4月28日、地震などで大規模な災害が発生した時などに支援をいただくため、(社)神奈川県建物解体業協会・(社)神奈川県産業廃棄物協会と協力体制についての締結をしました。



厳選ノ花見・滝見三昧

5月10日、歩く会が行なわれ、小涌谷蓬莱園から元箱根までの花見・滝見コースを歩きました。一方、金時山登山道にはシロヤシオつつじが見頃で新緑のなかで多くの登山客が訪れています。



ヨガで心身をいやす

5月14日から3日間、レイクアリーナ箱根で健康体操教室ヨガが開催されました。
参加者は体の力を抜くコツを学び、ゆったりと体をほぐし、深く呼吸をするなどして心身をリフレッシュしました。

住宅取得資金融資制度・利子補給制度・融資保証料補助制度を告知です

住民の皆さんの住宅事情を改善し、人口の定着化と労働力を確保するため、町では次の制度を行っていますので、ご利用ください

住宅取得資金融資制度

住民の皆さんの住宅事情を改善し、人口の定着化と労働力を確保するため、住宅と土地の取得資金の一部を融資します。

申込資格

満18歳以上で最終償還時の年齢が満70歳を超えない方
前年の年間収入額が800万円以下の方

融資金額

1200万円以内
(住宅のみの場合は700万円以内、土地のみの場合は500万円以内)

融資利率

2.5%
(平成15年4月1日現在)

償還期間

25年以内

償還方法

元利均等月賦償還

指定金融機関

さがみ信用金庫

個人住宅取得資金利子補給制度

住宅資金の支払利子を対象に、その一部を補助します。

対象者

○町内に自ら居住する住宅を取得等(新築、建替、購入、増改築及び耐震補強工事)した方で、金融機関から50万円以

上借り入れた方。

○前年の年間収入額が800万円以下の方

利子補給対象借入限度額

500万円

利子補給率

年3%以内

利子補給期間

5年以内

指定金融機関

横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫、小田原市農業協同組合

申請期限

住宅資金借入れの日から6か月以内。

個人住宅取得資金融資保証料補助制度

住宅資金を借入れた際に支払う融資保証料を対象にしてその一部を補助します。

対象者

利子補給制度と同じ

補助金額及び交付期間

支払った融資保証料の2分の1を5年間で分割交付する。(ただし、限度額は15万円)

指定金融機関

利子補給に同じ

詳しくは、土地利用計画課

(☎5・9566)へお問い合わせください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

素案の閲覧、公聴会を開催

県では、都市計画法の改正に伴い定めることとなった「箱根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の素案をとりまとめました。

提出期間
平成15年6月3日(火)から24日(火)まで(土、日を除く8時30分~17時)
3 公聴会の開催
平成15年7月25日(金) 19時~

この方針は、箱根都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すもので、県と町が協力して作成したものです。皆さんのご意見をお聴きするため、素案の閲覧及び公聴会を開催します。

提出場所
役場本庁舎4階第1~3会議室
4 その他
(1)公述申出書の用紙は、閲覧場所にあります。
(2)公述申出書を郵送する場合は、提出期間内に必着するようお願いいたします。
(3)公述の申出がない場合、公聴会は開かれませんが、公聴

1 閲覧場所及び公述申出書の提出先
町土地利用計画課、県都市計画課

2 閲覧期間及び公述申出書の提出先
町土地利用計画課、県都市計画課

サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞併せて 1等 2億円
前後賞 各5千万円

3億円×42本

2等だって 1億円×168本

(発売計画額1,260億円、42ユニット)

発売期間 **7/14(月)~8/1(金)まで**

抽選日 8月12日(火) 発売 全国47都道府県 1枚300円
お問い合わせ ☎03-3596-3771(代)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住み良い街づくりに使われます。

(財)神奈川県市町村振興協会

用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定について
指定原案に対するご意見を募集します

県では、建築基準法の改正により各市町村(特定行政庁である一部の市は各自で指定するもの)の用途地域の指定のない区域における建築形態制限(容積率、建ぺい率、道路・隣地斜線制限)をあらたに指定するための原案を作成しました。

この原案は地域の実情を知る市町村の意見を聞きながら作成したもので、町の原案は、自然公園法の規制に準じて作成しています。この原案に対するご意見を募集します。

1 縦覧場所及び意見書の提出先
町土地利用計画課、県建築指導課、小田原土木事務所計画建築部

2 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成15年6月2日(月)から30日(月)まで(土、日を除く8時30分~17時)

3 その他
(1)意見書の用紙は、縦覧場所にあります。
(2)意見書を郵送、FAX、又はm・eメールで提出する場合は、提出期間内に必着するようお願いいたします。